

償却資産の例

構 築 物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備
機械および置装	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械
船 舶	ボート、漁船、汽船
航 空 機	飛行機、ヘリコプターなど
車両および運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車（ただし、自動車税が課税されているものは除く） など
工具・器具および備品	切削(せっさく)道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、ワープロ、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具その他営業用の器具

寒さから水道管を守りまじょう

防寒のしかた

保温材を蛇口のところまで巻いてください。毛布・布などを保温材として利用したときは、そのうえからビニールなどを巻いてください。

水道管が凍りついて水が出ないときは？

タオルをかぶせて、その上からぬるま湯をゆっくりかけ

て水を溶かしてください。

※熱湯は絶対に使わないでください。水道管が破裂することがあります。

水道管が破裂したときは？

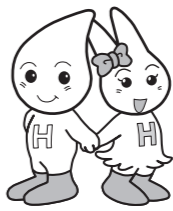
水道メーターボックス内のバルブを閉め、破裂した部分に布やテープを巻いて応急手当をし、彦根市指定給水装置

工事業者に修理を依頼してください。

※屋内修理は、必ず彦根市指定給水装置工事業者で行ってください。なお、修理にかかる費用につきましては、お客様のご負担になります。

※年末年始は、各業者とも休みになります。給水装置の事故につきましては、特にご注意ください。

問い合わせ先 圃水道部
業務課 22-2722番、
FAX 24-4054番



彦根市水道部マスコットキャラクター
ウォー太くん(左)とみずきちゃん

※水道の給水に関する工事は、法令の基準に適合することを確認するため、水道法や彦根市の条例の規定により、彦根市指定給水装置工事業者が、施工することが定められています。

水道部からのお願い

積雪時の検針にご協力を

積雪時は、メーターボックスの上の雪を取り除いてください。メーターボックスの上には、物などを絶対に置かないようしていただき、検針にご協力をお願いします。

※水道を使用する人は、市条例により、メーターの周りに物を置かないなど、善良な管理をすることとなっています。

給水工事について

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に、彦根市指定給水装置工事業者を通じて圃水道部への給水申し込みをしてください。

開栓・閉栓の手続きについて

転居などにより、水道の開栓・閉栓される際は、あらかじめ圃水道部にお越しいただくか、電話・ファクスでお知らせください。（土・日曜日、祝日を除く3日前までに手続きをしてください。）

水道料金のお支払について

水道事業は、水道を使用されるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただいた水道料金は、生活に必要な水を安定的に供給し続けるための大切な命綱です。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合、督促を開始した時から、料金とは別に手数料が加算されますので、十分ご注意ください。なお、督促を放置されますと、弁護士を通じて簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

水道部の業務内容の一部を民間会社に委託します

窓口開設日や営業時間の拡大など、お客様へのサービス向上を目的に、業務の一部を民間会社に委託します。

委託する内容

開・閉栓などの受付業務、検針業務、料金計算および徴収業務、精算業務、現地での開・閉栓業務、滞納整理業務、メーター管理関連業務

委託を開始する日

平成20年10月1日(水)から

新しい窓口

委託後は、市役所とは別の建物に（仮称）水道サービスお客様センターを設け、業務を行います。お客様センターの場所・連絡先などの詳細が決まりましたら、広報ひこねや彦根市ホームページなどでお知らせします。

期限は1月31日(木)です 償却資産の申告

圃 税 務 課

償却資産とは、事業のために使うことのできる、土地・家屋以外の資産で、その減価償却費が、法人税法または所得税法で定める所得の計算上、損金または必要経費に算入される資産（これに類する資産で、法人税または所得税を課税されていない人が所有する資産を含む）のことです（左の表参照）。償却資産は、

土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

このような事業用資産（貸し付けているものを含む）を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。申告期限は、平成20年1月31日(木)です。

問い合わせ先 圃税務課資産

税係 ☎ 30-6138番、FAX 22-3052番

創業に要した費用の助成制度があります。

滋賀県雇用開発協会

新たに会社や、個人事業を創業した、またはこれから創業しようとする人を対象に、次の要件を満たした場合の助成制度があります。ぜひご利用ください。

高年齢者等

共同就業機会創出助成金

45才以上の高年齢者など、3人以上が共同で事業を開始し、労働者を雇い入れて、継続的な雇用・就業の機会を創設したとき。

地域創業助成金

地域貢献事業を行う法人または個人事業を開業し、65才未満の人で、会社の倒産や解雇・定年など、自らの意志によらずに会社を離職した人を1人以上含む、2人以上の常用労働者および短時間労働者を雇用したとき。

※創業、雇い入れの要件や支給金額など、詳しくは(社)滋賀県雇用開発協会までお問い合わせください。

問い合わせ先 (社)滋賀県雇用開発協会

☎ 077-526-4853番、FAX 077-526-0778番

年末の交通安全県民運動

12月1日(土)～12月31日(月)

年末は慌ただしさや交通量の増加、また飲酒の機会が増えることにより、飲酒運転などの悪質・危険運転が増加し、毎年事故件数が増えます。県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーや交通安全意識を高め交通事故防止に努めましょう。

運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 全席シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 夕暮れ時、夜間の交通事故防止

夜の暗さを自覚せず、昼間と同じ感覚で運転していませんか

全国で発生した死亡交通事故の半分以上は、日没から日の出までの「夜間」に発生しています。

夜間の走行では、ライトが頼りになります。しかしライトが届く距離は、いわゆる「上向きライト」で10メートル前方、「下向きライト」で30～40メートル前方が限度であり、左右の照射範囲も限られています。そのため、歩行者や自転車の発見が遅れ、カーブや曲がり角での見通しも極端に悪化します。これらのことを自覚し、危険を発見した場合に、安全に対処できるスピードを保つことが大切です。

また、歩行者や自転車利用者は、できるだけ明るい服装や反射材を身に付けて、自分の存在を周りにアピールしましょう。

問い合わせ先 圃交通対策課 ☎ 30-6134番、FAX 24-80517番